

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外3名

令和4年6月8日

証 拠 説 明 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

八 木 宏



同

川 島 慶



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第143号証

証拠の標目	株主代表訴訟判例の要点整理帳（抜粋） （別冊商事法務210号所収） [191, 215, 216頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成10年9月
作成者	中村直人
立証趣旨	<p>本書証は、弁護士である筆者による論文である。</p> <p>本書証によって、原子力発電所を設置・運転する株式会社の取締役の善管注意義務及び忠実義務について、「取締役自身は、経営の専門家であって、技術者ではない。取締役自身が高度に技術的な判断を自らすることを期待されているわけではない。むしろそのような高度に技術的な事項については、その専門家の意見を聞くなど十分な情報を得て、経営的な判断をすることが適切なプロセスであるといえる。（略）原子力発電所の運転に関しては、その安全性の確保のため、法律により原子力安全委員会や資源エネルギー庁などの（引用者注：所管官庁は当時）公的専門機関のチェックを受ける仕組みとされている。このように安全性のチェ</p>

	<p>ックのための手続が法律で定められており、その手続及び結果にしたがっている場合には、それはまさに法律通りの経営判断であり、それが違法であるとされることは原則としてあり得ない。」と指摘されていること（準備書面(8)脚注2（3頁）：本書証215頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙第144号証

証拠の標目	<p>原発訴訟における民事法の役割—大飯三・四号機差止め判決を念頭において</p> <p>(自治研究91巻10号所収)</p> <p>[表紙, 17ないし39頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年10月
作成者	高木光
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者である筆者（京都大学教授（当時））による論文である。</p> <p>本書証によって、新規制基準について、「改正原子炉等規制法において、原子力規制委員会が『委員会規則』という形式で基準を定めるべきこととされた点が最も重要である。」、「現行法制においては、原子力規制委員会が、三条機関として原子炉設置許可（略）のような各種行政処分による規制権限を有するほか、委員会規則という形式で『民主的正統性』を有する『法規』としての性質を有する『基準』を策定する権限を有するからである。」、「そのような『民主的正統性』を有する『政策的判断』を示した原子力規制委員会規則は、『法規命令』として、それが違法無効でない限りは、いわゆる『外部効果』を有し、法律と同様の法的効果をもって国民の権利義務を規律するものであるから、裁判所も紛争を解決する際には、それを適用しなければならないのである。『災害の防止上支障がない』</p>

という判断をどのような手順で行うかについても、さまざまな方法が考えられ、そのどれを選択するか自体もひとつの『政策判断』であるが、『相対的安全性』の原則をどのように具体化するかという『設計思想』が『民主的正統性』を有する委員会規則という形式で示された以上、行政訴訟においては当然として、また、民事訴訟においても、裁判所はそれを尊重する必要があると考えられる。」と指摘されていること（準備書面(8)脚注3（4頁）：本書証27，29，30頁）を明らかにする。

乙第145号証

証拠の標目	<p>四国電力伊方発電所3号機運転差止仮処分決定 (脱原発弁護団全国連絡会ウェブサイト http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/18-9-28/ よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年9月28日
作成者	大分地方裁判所民事第1部
立証趣旨	<p>本書証は、大分県等に居住する債権者らが、債務者四国電力に対し、伊方発電所3号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である。</p> <p>なお、本決定に対し、債権者らは、福岡高等裁判所に即時抗告したものの、令和2年6月15日、抗告を取り下げた。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準において立地審査指針を用いないとする原子力規制委員会の判断が不合理であるとはいえない旨判示されていること(準備書面(8)第2の2(2)ア(8頁): 本書証84ないし86頁) ・原子力災害対策に関する事項を、原子炉等規制法に基づく新規制基準ではなく原子力災害対策特別措置法において規定する我が国の法体系が不合理である

	<p>とはいえない旨判示されていること（準備書面(8)第2の2(2)イ（9頁）：本書証86，87頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設における多重性又は多様性及び独立性の確保等に係る新規制基準の体系が不合理であるとはいえない旨判示されていること（準備書面(8)第2の3(2)（10頁）：本書証81，82頁） ・特定重大事故等対処施設の設置に猶予期間を設ける原子力規制委員会の判断が不合理であるとはいえない旨判示されていること（準備書面(8)第2の4(2)ア（11頁）：本書証82頁） ・特定重大事故等対処施設の耐震性に関する新規制基準の規定が不合理であるとはいえない旨判示されていること（準備書面(8)第2の4(2)イ（12頁）：本書証82頁） ・田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）の発言をもって新規制基準に瑕疵があるとする債権者らの主張は排斥されていること（準備書面(8)第2の5(2)（14頁）：本書証90頁） ・原子力発電所の安全性について，絶対的安全性（ゼロリスク）ではなく，相対的安全性の考え方に立った判断がなされていること（準備書面(8)第2の5(2)（14頁）：本書証65，66頁）
--	--

乙第146号証

証拠の標目	九州電力玄海原子力発電所運転差止仮処分抗告審決定 (脱原発弁護団全国連絡会ウェブサイト http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/video/19-9-25/ よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年9月25日
作成者	福岡高等裁判所第5民事部
立証趣旨	<p>本書証は、佐賀県等に居住する債権者らが、債務者九州電力に対し、玄海原子力発電所3号機及び4号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である。</p> <p>原審の佐賀地方裁判所平成30年3月20日決定において、申立てが却下されたことから、債権者らが即時抗告したところ、福岡高等裁判所は抗告を棄却した(抗告人らは最高裁判所に上訴せず、確定)。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準において立地審査指針を用いないとする原子力規制委員会の判断が不合理であるとはいえない旨判示されていること(準備書面(8)第2の2(2)ア(8頁): 本書証10, 11頁) ・特定重大事故等対処施設の設置に猶予期間を設ける原子力規制委員会の判断が不合理であるとはいえない

	い旨判示されていること（準備書面(8)第2の4(2)ア (11頁)：本書証63, 64頁)
--	--

乙第147号証

証拠の標目	<p>令和3年度原子力規制委員会 第43回会議議事録 (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000370055.pdf よりダウンロード) [1ないし5頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年11月2日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	<p>本書証は、令和3年11月2日に開催された、令和3年度第43回原子力規制委員会の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈39条4号の改正案について、原子力規制庁の遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長から、「地震に対する特重施設の頑健性を高めるための具体的手段の明確化することとあります。」と説明されていること（準備書面(8)第2の4(2)イ（11, 12頁）：本書証3頁） ・ 上記改正案について、原子力規制委員会の山中伸介委員は、「特重施設の地震に対する頑健性の表現については、これまでの（引用者注：新規制基準適合性確認審査の）実績に基づいて、許容限界、すなわち

	<p>応力限界を大きく取るということを明確に書くということ」を意味する旨述べていること（準備書面(8)脚注9（12頁）：本書証4頁）</p>
--	--

乙第148号証

証拠の標目	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000385104.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年3月30日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	<p>本書証は、令和4年3月30日に決定された、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正である。</p> <p>本書証によって、同規則の解釈39条4号において、「基準地震動による地震力が作用することにより特定重大事故等対処施設に属する設備（当該施設がその重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な間接支持構造物等を含む。）の各部に生ずる応力等が、当該設備が設置される地盤の支持性能及び周辺斜面の安定性を考慮しても、本規程別記2に準じて算定される許容限界に相当する応力等に対して余裕を有することをいう。」と規定されていること（準備書面(8)第2の4(2)イ（11, 12頁）：本書証1頁）を明らかにする。</p>

乙第149号証

証拠の標目	<p>原子力規制委員会記者会見録 (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11036037/www.nsr.go.jp/data/000068796.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年7月16日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	<p>本書証は、原子力規制委員会の記者会見録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）は、平成26年7月16日、九州電力川内原子力発電所1, 2号機の原子炉設置変更許可後の記者会見で、「基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです。」と述べたこと（準備書面(8)脚注12（13頁）：本書証4頁） ・田中委員長は、上記会見で、「私どもは、ゼロリスクということはいつも申し上げられないから、安全というとゼロリスクと誤解されるので、そういうことを申し上げています」と述べたこと（準備書面(8)第2の5(2)（13頁）：本書証20頁）

	<p>・田中委員長は、上記会見で、記者からの「世界最高レベルの基準に照らして審査して、合格したということは、完全な安全ではないものの、川内原発というのは世界最高レベルの安全性が満たされたということなのではないでしょうか。」との質問に対し、「ほぼ最高レベルに近いと思っています。」と回答したこと（準備書面(8)第2の5(2)（13, 14頁）：本書証21頁）</p>
--	--

乙第150号証

証拠の標目	<p>原子力規制委員会記者会見録 (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11036037/www.nsr.go.jp/data/000097721.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年2月12日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	<p>本書証は、原子力規制委員会の記者会見録である。</p> <p>本書証によって、田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）は、平成27年2月12日、関西電力高浜発電所3、4号機の原子炉設置変更許可後の記者会見で、記者からの「先程おっしゃった安全性が確保されるという意味と、これまで委員長が言い続けてきた、基準が適合されても安全ではないという御発言との整合性を教えてください。」との質問に対し、「安全ではないという言い方はしたことはないのですね。要するに、全く事故が起こらないかという、100%、ゼロリスクだということを意味するものではありません」ということは、これは国会でも再三にわたって申し上げてきました。」と回答したこと（準備書面(8)脚注13（14頁）：本書証1頁）を明らかにする。</p>